

新年度における新型コロナウイルス感染症への当面の対応方針について

令和2年3月27日

(令和2年3月31日改定)

(令和2年4月3日改定)

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

〔趣 旨〕

本市における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで政府の対策本部や専門家会議等の考え方を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症への当面の対応方針」(令和2年2月26日市対策本部決定)、「市が主催するイベント等の取り扱いについて」(2月28日市対策本部決定)、「新型コロナウイルス感染症への当面の対応方針(改定)」(3月11日市対策本部決定)に基づきその対応を図ってきたところ。

今般、3月19日の政府の専門家会議において「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」が取りまとめられ、3月20日の政府の対策本部に報告されたところ。これを踏まえ、文部科学省や山形県の方針が示されたことから、新年度4月1日以降の本市における当面の対応方針については、以下のとおりとする。

なお、新型コロナウイルス特措法に基づく、政府対策本部が設置されたことから、今後の国、県等の対応を更に注視し、必要に応じ本方針の見直しを行う。

〔対応の基本方針〕

I. 本市におけるまん延防止のための「3つの条件が同時に重なった場」を避ける具体的な取組内容等

今般の政府の専門家会議における「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」においては、「感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施」とされたところ。

また、大規模イベント等については、「地域における感染者の実績やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際」としつつ、「①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防の実施、②密閉空間、密集空間、密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、③感染した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力」に「十分注意して行っていただきたい」旨の提言があったところ。

本市においては、政府の専門家会議や山形県から示された考え方を踏まえ、本市主催イベント等における「3つの条件が同時に重なった場」を避ける具体的な取組内容については、別紙1のとおりとする。さらに、本市主催の全国規模の大規模イベント等を実施する場合については、別紙1の取組の徹底に加え、政府の専門家会議において示された「人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防」として、本市においては、別紙2の内容に取り組まなければならない。更に、「感染した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力」として、本市においては別紙3の内容に取り組まなければならない。

Ⅱ. 本市及び県内において感染者が確認されていない場合の対応方針

1. 本市主催の全国規模の大規模イベント等の取り扱いについて

「全国規模の大規模イベント等」については、国・県等よりその具体的な規模等が示されていないが、本市においては、県外からの参加者が相当数（概ね100名）を超えるイベント等が該当するものとして対応を行ってきたところ。

- (1) 本市主催の大規模イベント等を新年度4月1日以降に実施する場合については、別紙1の取組の徹底に加え、別紙2及び別紙3に取り組まなければならない。
- (2) 本市主催の大規模イベント等の実施に当たっては、市対策本部判定会議において、事前に別紙1～3の内容が遵守される具体

的な取組が予定されているかどうかの審査を行い、適合している場合のみ開催を認める。

(3) 新年度に本市内で開催が予定されている大規模イベント等としては、鶴岡天神祭（5月25日開催、主催：天神祭実行委員会）や、世界バトミントンU16庄内国際招待2020（7月4日・5日開催、主催：一般社団法人世界バトミントンU16推進協議会）、赤川花火大会（8月15日開催、主催：赤川花火大会実行委員会）がある。

これらの大規模イベントの実施の検討に当たっては、別紙1～3のみならず、国内外における感染のまん延・収束状況を十分踏まえるとともに、不特定多数の者が参加する形式を変更するなどの工夫がなされているか等について、市対策本部判定会議において総合的に検討し、その開催・中止・延期等の決定や助言を行うものとする。

2. 市が主催するその他のイベント等の取り扱いについて

(1) 本市主催の「全国規模の大規模イベント等」には該当しないその他のイベント等については、別紙1の対策の徹底を前提に原則実施する。

(2) ただし、基礎疾患及び認知症を有する高齢者等を対象としたイベント等については、感染した場合に重症化するリスクが高いため、「本市主催の大規模イベント等」と同様の取り扱いを行うこととし、市対策本部判定会議において、事前に審査を行い、適合している場合のみ開催を認める。

3. 民間団体等が主催者のイベント等

上記1及び2に記載した、市が主催するイベント等の取り扱いの考え方を情報提供し、必要に応じ助言を行い、まん延の防止の対策を講じた上で開催が実施できるよう、民間団体等の主体的な検討対応を促し、最終的には主催者の判断を尊重する。

4. 小中学校等の取り扱いについて

(1) 小中学校の始業時期について

始業時期については、4月7日から8日とする。始業に当たっては、別紙1の対策とともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底するものとする。

(2) 新学期に向けた対応について

各学校の年間計画に基づいて、始業日から通常の授業を行うものとする。入学式については、式典の内容を精選し、時間を短縮するとともに、参加者については、新入生及びその保護者、教職員、必要最小限の在校生とする。

(3) 部活動等について

春休み中の登校日の設定や部活動の実施については、3月23日以降可能としているが、引き続き、別紙1の対策を徹底し、実施する。

5. 市東京事務所の一時機能移転

東京都内における新型コロナウイルス感染者の急増を受け、3月25日に東京都知事が、平日はできるだけ自宅で仕事を行なうことなどを呼び掛けていることを踏まえ、令和2年4月1日から同年5月6日まで、鶴岡市東京事務所の機能を鶴岡市役所本庁舎に一時移転する。

6. 市民・職員等を派遣する事業

感染が確認されている国・地域へ職員等を派遣する事業については、3月31日まで見合わせすることとしていたところ。

新年度4月1日以降については、感染者が確認されて2週間以上新たな感染がない地域を除き、当分の間、原則、見合わせるものとする。やむを得ず、必要な出張等については、市対策本部判定会議の承認を得たうえで、マスク着用や手洗い等の対策の徹底を前提として可能とする。

また、市民に対し、不要不急の県外との往来の自粛を周知していく。

Ⅲ. 本市または県内において感染者が確認された場合

本県内で感染者が確認された場合の対応について

(1) 山形県内で感染者が確認された場合については、3月6日山形県新型コロナウイルス感染症に係る県・市町村等危機管理連絡会議において配布された「新型コロナウイルス感染症が県内で確認された場合の市町村における対応について」において、

- ・ 外出自粛制限や所管施設の使用自粛の呼びかけ
- ・ 人が集う施設等に対する感染防止対策の実施要請
- ・ 地区の集会、イベント等の中止、延期、見直し要請等等について、市町村の対応として例示されているところ。

(2) この例示を踏まえつつ、

- ア 鶴岡市外で発生した場合
- イ 鶴岡市内で発生した場合

について、それぞれに必要な具体的内容の詳細について、まん延の防止と地域社会経済への影響の両面から、県と調整を行ない対応する。

令和2年3月31日、米沢市において感染者が確認され、アの状況が生じたが、当面、Ⅱの対応を継続する。

Ⅳ. 経済・生活への影響等に対する支援について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市内の幅広い業種において収入減少等の影響が生じている。

本市の経済・生活への影響等への対応として、市役所1階に設置した「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」等において、地域の実情の把握に努めるとともに、小中学校の臨時休業等への対応をはじめ、市税等の徴収猶予・負担軽減、生活困窮者を含む生活再建の支

援、中小企業等・農林漁業分野への支援について、実施可能なものから順次実行する。また、市議会における3月補正予算の成立を踏まえ、市内宿泊・飲食業への支援を4月中旬を目途に予定していたが、新型コロナウイルス感染症の都市部を中心とした拡大や県内発生事態を受け、当面、延期とする。

引続き、地域経済活動に対する影響を把握し、国・県の緊急経済対策等の情報収集に努め、あらゆる観点から市として可能な支援を実施する。